



# 岐阜県感染症発生動向調査週報

Gifu Infectious Diseases Weekly Report

平成 30 年 6 月 1 日 岐阜県感染症情報センター（岐阜県保健環境研究所）

2018 年第 21 週  
(5/21~5/27)

- 咽頭結膜熱の患者報告数は、前週に引き続き多くなっています。
- 6月1日~7日は「HIV検査普及週間」です。→トピックス

## ■ 定点把握対象疾患の発生動向（インフルエンザ 定点:87 か所、小児科定点:53 か所、眼科定点:11 か所、基幹定点:5 か所）

### ● 警報・注意報レベルの保健所がある疾患

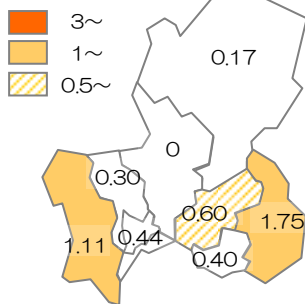
レベル	疾患名	基準	該当保健所（定点当たり報告数）
警報レベル	なし	—	—
注意報レベル	なし	—	—

※定点当たり報告数が一定の基準を超えた場合、保健所単位で「警報・注意報レベル」を発信しています。

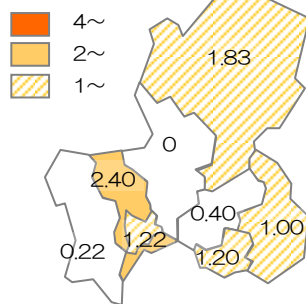
警報レベルは大きな流行が発生または継続していると疑われることを、注意報レベルは流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、流行の発生後であれば流行が継続していると疑われることを指します。

### ● 注意したい感染症の保健所別流行状況（地図中の数値は定点当たり報告数）

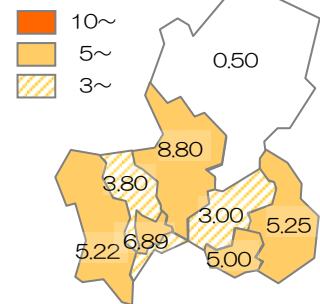
#### <咽頭結膜熱>



#### < A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 >

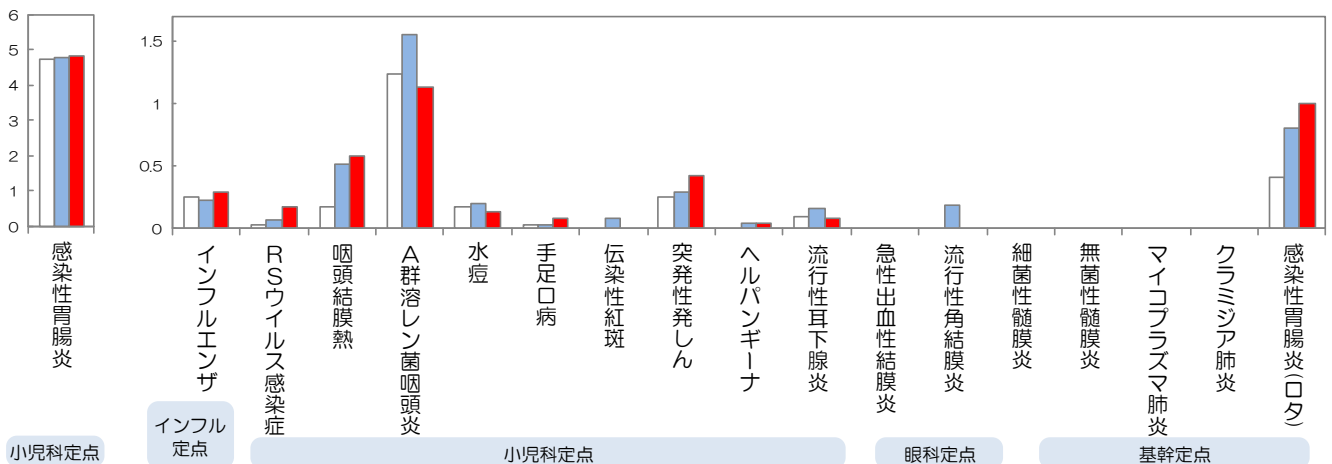


#### < 感染性胃腸炎 >



### ● 直近 3 週の推移

□ 前々週    ■ 前週    ■ 今週    （縦軸は定点当たり報告数）



## ■ 全数把握対象疾患の発生動向

### ● 今週届出分

- 1 類感染症：なし
- 2 類感染症：結核 7 例
- 3 類感染症：腸管出血性大腸菌感染症 2 例
- 4 類感染症：レジオネラ症 1 例
- 5 類感染症：アメーバ赤痢 2 例、  
侵襲性インフルエンザ菌感染症 1 例、  
百日咳 1 例

全国情報は国立感染症研究所感染症疫学センターの HP をご覧ください。  
感染症発生動向調査週報（IDWR） <https://www.niid.go.jp/niid/ja/idwr.html>

## ■ トピックス

### ● 後天性免疫不全症候群

#### ◇ 6月1日～7日はHIV検査普及週間です

厚生労働省では、毎年6月1日～7日を「HIV検査普及週間」とし、HIV検査の普及を図る機会としています。HIV検査は、県内の保健所で無料・匿名で受けることができます。

#### ◇ 全国の実患者発生状況

国内では、年間約1,500人の新規患者（無症候のHIV感染者を含む。）が報告されており、ここ10年間、ほぼ横ばいに推移しています。

新規患者の約3割が、AIDS患者（診断時にAIDSを発症している状態）として報告されています。また、患者の83%が日本国籍の男性で、そのうち約7割が同性間の性的接触により感染しています。これらの割合もここ数年変化はみられていません。

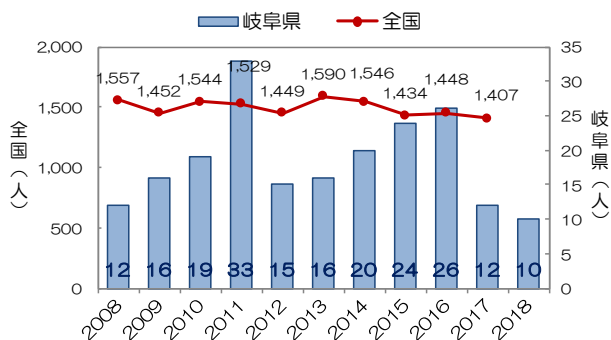
#### ◇ 岐阜県の患者発生状況

岐阜県では、年間20人程度の患者報告があり、2017年は12人（HIV感染者9人、AIDS患者3人）、2018年は第21週までに10人（HIV感染者6人、AIDS患者4人）報告されています。

2017年～2018年（第21週まで）に報告された22人はすべて男性で、20～40歳代が多く、感染経路としては22人のうち19人（87%）が同性間性的接触によるものとなっており、全国と同様の傾向となっています。

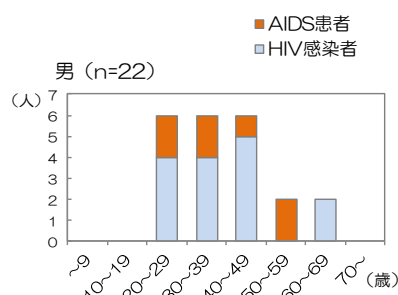
県内においても、報告される患者の約3割がAIDS発症によって初めてHIV感染を知っている状況です。今後も引き続き、HIV感染の予防啓発に努めるとともに、広くHIV検査の普及を図り、感染者の早期発見・早期治療につなげていくことが重要です。

後天性免疫不全症候群患者報告数  
（無症候のHIV感染者を含む全報告数）



エイズ動向調査より  
2017年全国データは暫定値、2018年岐阜県データは第21週時点

性・年齢別患者報告数  
（岐阜県 2017年第1週～2018年第21週）



#### ○ 後天性免疫不全症候群とは

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）の感染により、免疫不全が生じ、日和見感染症や悪性腫瘍を合併した状態をいいます。感染後、CD4リンパ球数が減少し、無症候性の時期（無治療で約10年）を経て、高度の免疫不全症に陥ります。近年、治療薬の開発が飛躍的に進み、早期に服薬治療を受ければ、免疫力を落とすことなく通常の生活を送ることが可能となってきています。

#### ○ 感染症法における取扱い

後天性免疫不全症候群は、感染症法において5類感染症全数把握対象疾患に定められており、患者を診断した医師は保健所に届け出なければなりません。

届出基準・届出様式はこちらをご覧ください。（保健医療課 HP）

[http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/11223/kansenshouhou-ki\\_jun.html](http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/11223/kansenshouhou-ki_jun.html)

岐阜県感染症情報センターHP

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/kansensyo/>